

田原市木造住宅無料耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市（以下「市」という。）が実施する木造住宅無料耐震診断事業について必要な事項を定めることにより、旧基準木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震に対して多数の者の安全の確保及び市街地の防災安全性の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅で階数が2以下の在来軸組構法又は伝統構法によるものをいう。
- (3) 旧基準木造住宅 木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。
- (4) 耐震診断 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて耐震診断員が実施する耐震診断をいい、耐震改修概算工事費の提示等を含むものとする。
- (5) 耐震診断員 愛知県が認定する愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録された者をいう。
- (6) 補強相談 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う補強相談をいう。

(耐震診断対象住宅)

第3条 耐震診断の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 田原市内にある旧基準木造住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している又は、居住の用に供する予定であるもの
- (3) 耐震診断を実施していないもの。ただし、平成26年度より前の実施で判定値が1.0以上のものは除く。

(4) 国、地方公共団体その他公の機関が所有する住宅以外であること。

(申込要件)

第4条 耐震診断の申込みができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 対象住宅の所有者であること。ただし、所有者以外の者で所有者の同意を得られた場合は、この限りでない。

(2) 本人及びその世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 対象住宅が借家の場合は、各住居者の同意を得ていること。

(事業内容)

第5条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断を希望する者の対象住宅に耐震診断員を派遣し、耐震診断を行い耐震診断の結果報告及び補強相談（以下「木造住宅無料耐震診断事業」という。）を行うものとする。

2 派遣される耐震診断員は、申込者に連絡し、耐震診断の実施日その他必要な事項について調整し、耐震診断を実施するものとする。

3 耐震診断員は、耐震診断を実施したときは、当該診断の結果について耐震診断結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

4 耐震診断員は、前項の報告書について市長の確認を得たときは、申込者に当該診断の結果を報告するとともに耐震改修概算工事費の提示及び補強相談を行うものとする。

(事業委託)

第6条 市長は、木造住宅無料耐震診断事業を、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「派遣事業者」という。）に委託することができるものとする。

(申込手続)

第7条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、無料耐震診断申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申込書と同様の内容での申出があった場合においても提出されたものとする。

2 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断員の派遣の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により耐震診断員の派遣を決定したときは、耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）を、派遣を却下したときは、耐震診断員派遣却下通知書（様式第3号）を、申込者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣の変更)

第8条 市長は、申込者又は耐震診断員から、耐震診断員の変更の申出が行われた場合、新たに派遣する耐震診断員を決定し、耐震診断員派遣変更通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

(診断の取下げ)

第9条 申込者は、事情により申込書を取り下げるときは、速やかにその旨を木造住宅耐震診断取下届（様式第5号。以下「取下届」という。）により、市長に届け出なければならない。ただし、取下届と同様の内容での申出があった場合においても届け出されたものとみなす。

(耐震診断員の派遣の取消し)

第10条 市長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込み、その他の不正行為により申込書を提出したとき。

(2) 第4条第3号に該当しないこととなったとき又は申込書を提出した当時に第4条第3号に該当していなかったことが判明したとき。

(3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣を取り消すときは、耐震診断員派遣取消通知書（様式第6号）により申込者に通知するものとする。

(耐震診断費用の請求)

第11条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、耐震診断をすでに実施しているときは、当該申込者に期限を定めてその耐震診断に係る費用を請求できるものとする。

(申込者に対する指導及び助言)

第12条 市長は、申込者に対して、対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか木造住宅無料耐震診断事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

無料耐震診断申込書

申 込 日 年 月 日

申 込 者 (所有者)	ふ り が な	
	氏 名	
	住 所	〒
	電 話 番 号	

住 宅 の 規 模	建 築 年 月		明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月	
	増 築 の 有 無 (昭和56年6月1日以降の増築)		あり ・ なし ・ 不明	
	利 用 形 態		専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅	持家 ・ 貸家
	借家の場合	住居者の同意	あり なし	
		住居者氏名		
	住 宅 の 規 模		平屋建て ・ 2 階建て	面積 坪 ・ m ²
	住 宅 の 構 造		木造の在来構法 ・ 木造の伝統構法 ・ その他	
	居 住 の 有 無		現在住んでいる ・ 空き家である(居住の意思 あり ・ なし)	
住宅の所在地 (申請者住所と違う場合)				

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断員の派遣について
次のとおり決定しましたので通知します。

受 付 番 号	
所 在 地	田原市
耐 震 診 断 員	

※ なお、診断の日時等につきましては、後日、耐震診断員から直接連絡
させていただきます。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣却下通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断員の派遣について
次のとおり却下しましたので通知します。

受 付 番 号	
所 在 地	田原市
却 下 理 由	

様式第4号（第8条関係）

第 ー 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣変更通知書

年 月 日付けで決定のあった耐震診断員の派遣について
次のとおり変更しましたので通知します。

受 付 番 号	
変 更 後 の 耐 震 診 断 員	
変 更 内 容	

※ なお、診断の日時等につきましては、後日、耐震診断員から直接連絡
させていただきます。

様式第 5 号（第 9 条関係）

木造住宅耐震診断取下届

年 月 日

田原市長

住所

届出者

（所有者）氏名

年 月 日付けで提出した木造住宅耐震診断の
申込みについて、取り下げたいので下記のとおり届け出ます。

記

1 対象住宅所在地

2 取下げ理由

3 備考

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣取消通知書

年 月 日付けで決定のあった耐震診断員の派遣について
次のとおり取消しましたので通知します。

受 付 番 号	
所 在 地	田原市
取 消 理 由	